

九州大学生体防御医学研究所放射線障害予防規程

令和元年度九大規程第27号
制定：令和元年 8月23日
最終改正：令和3年 9月16日
(令和3年度九大規程第76号)

九州大学生体防御医学研究所放射線障害予防規程(平成16年度九大規程第52号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 組織及び職務(第7条～第21条)
- 第3章 取扱施設の維持及び管理(第22条～第26条)
- 第4章 使用(第27条～第30条)
- 第5章 保管及び運搬(第31条～第35条)
- 第6章 測定(第36条～第37条)
- 第7章 教育及び訓練(第38条)
- 第8章 健康診断(第39条～第40条)
- 第9章 記帳及び保存(第41条)
- 第10章 災害時及び危険時の措置(第42条～第44条)
- 第11章 情報提供(第45条)
- 第12章 業務の改善(第46条)
- 第13章 報告(第47条～第48条)
- 第14章 雑則(第49条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。)その他関係法令及び九州大学(以下「本学」という。)が定める規則等に基づき、生体防御医学研究所(以下「研究所」という。)における放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器(以下「放射性同位元素等」という。)並びにX線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、研究所の取扱施設に立ち入る全ての者に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素 法第2条第2項に定める放射性同位元素をいう。
- (2) 特定放射性同位元素 法第2条第3項及び密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示(平成21年文部科学省告示第168号)に定める放射性同位元素をいう。
- (3) 放射性同位元素装備機器 法第2条第4項に定める機器をいう。
- (4) X線発生装置 法第2条第5項に定める放射線発生装置以外のX線又は電子線を発生する装置(加速電圧が1,000キロボルト未満の電子顕微鏡を除く。)をいう。
- (5) 取扱施設 放射性同位元素等又はX線発生装置を取り扱う施設であり、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第1条第9号に定める使用施設及び貯蔵施設をいう。

- (6) 取扱等業務 放射性同位元素等又はX線発生装置の取扱い（使用、保管、運搬及び廃棄をいう。以下同じ。）、管理又はこれに付随する業務をいう。
- (7) 取扱者 取扱等業務に従事する者をいう。
- (8) 一時立入者 取扱者以外の者で一時的に管理区域に立ち入るものをいう。
- (9) 総長 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条及び第11条に基づき本学に置く学長をいう。
- (10) 研究所長 研究所の長をいう。
- (11) 所属部局長 取扱者が所属する部局の長をいう。
（他の規則等との関連）

第4条 放射性同位元素等又はX線発生装置の取扱いに係る事項等については、この規程に定めるもののほか、次に掲げる規則等の定めるところによる。

- (1) 九州大学放射線障害予防規則（平成16年度九大規則第81号。以下「予防規則」という。）
- (2) 九州大学放射線等障害防止委員会規程（平成26年度九大規程第126号。以下「委員会規程」という。）
（別の定め）

第5条 法及びこの規程に定める事項の実施について必要な事項は、次に掲げる要領等に定めるところによる。

- (1) 九州大学生体防御医学研究所放射線障害予防実施要領（以下「放射線障害予防実施要領」という。）
- (2) 九州大学生体防御医学研究所緊急事態対応措置要領（以下「緊急事態対応措置要領」という。）
- (3) 九州大学放射性同位元素等取扱者に対する教育訓練実施に関するガイドライン（以下「教育訓練実施に関するガイドライン」という。）
（遵守等の義務）

第6条 取扱者及び一時立入者は、第15条に定める放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 研究所長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。
- 3 研究所長は、第9条に定める放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務 （安全管理組織）

第7条 研究所における放射性同位元素等又はX線発生装置の取扱い及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

（防止委員会）

第8条 予防規則第4条に基づき、放射線等障害防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、本学における放射線障害の防止に関する事項について審議する。

- 2 防止委員会の下に設置する放射線障害防止専門部会（以下「RI専門部会」という。）は、放射性同位元素等又はX線発生装置の安全取扱い及びその安全管理の向上を図ることを目的として、委員会規程第6条に定める事項を審議するとともに、学内取扱施設等における安全管理状況の定期立入調査等の実施及び放射線障害の防止に関する業務の改善を図る。

（安全委員会）

第9条 研究所の放射線障害防止に関し必要な事項を調査審議するため、研究所放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

第10条 安全委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会規程第3条第1項第2号で定める研究所の委員
- (2) 第15条第1項に定める主任者及び同条第4項に定める放射線取扱副主任者
- (3) 研究所の専任の教授、准教授及び講師のうちから研究所長により選任された者 1人

- (4) 医系学部等事務部長
- 2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、研究所長をもって充てる。
- 4 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。
- 5 安全委員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 研究所における放射線施設の新設、改廃及び事業所境界、管理区域、管理区域外使用区域等の設定、変更及び廃止に関すること。
 - (2) 取扱者の登録許可、登録の取消し及び放射性同位元素等の取扱い制限並びに教育訓練の方針及び内容の改善に関すること。
 - (3) 放射線安全管理及び放射線施設管理等についての調査、検討及びその改善に関すること。
 - (4) その他放射線障害の防止に関し必要な事項
- 6 安全委員会は、研究所の利用申込者に係る利用方法の安全審査に関し、主任者から要請を受けた場合には調査し、又は審議する。

第11条 安全委員会の事務は、医系学部等事務部学術協力課において行う。

(総括)

第12条 総長は、組織の代表として、本学の放射線障害の防止に関して総括する。

(研究所の総括)

第13条 研究所長は、予防規則第5条第1項に規定する管理部局長として、研究所の放射線障害の防止に関して総括し、放射線障害の防止に努める。

- 2 研究所長は、放射線管理、健康管理及び被ばく線量管理等の放射線障害の防止に関する事項について、所属部局長と連絡調整を行うものとする。
- 3 研究所長は、法第36条の2の規定に基づき、第15条第1項に定める主任者に、同条第10項に規定する定期講習を受けさせなければならない。
- 4 研究所長は、生体防御医学研究所の安全管理上必要な措置を講ずる。

(所属部局長の責務)

第14条 所属部局長は、所属する取扱者の健康管理及び被ばく線量管理を行い、放射線障害の防止に努める。

(放射線取扱主任者等)

第15条 研究所の放射線障害の防止について監督を行わせるため、主任者を1名以上置くものとする。

- 2 主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者で、研究所の専任の教員であるものうちから研究所長が推薦し、総長が任命する。この場合において、原子力規制委員会に主任者の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
- 3 主任者は、研究所における放射線障害の防止について、関係法令及びこの規程に定めるところにより、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この規程及び関係する規程等の制定及び改廃への参画
 - (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
 - (3) 教育及び訓練の計画作成及び実施への参画及び助言
 - (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
 - (5) 法令に基づく申請、届出及び報告の確認及び審査
 - (6) 立入検査等の立会い
 - (7) 異常及び事故の原因調査への参画
 - (8) 研究所長に対する意見の具申
 - (9) 施設、使用状況等帳簿及び書類等の確認及び審査
 - (10) 取扱者への監督及び指導
 - (11) 関係者への助言、勧告及び指示

(12) 安全委員会の開催の要求

(13) その他放射線障害防止に関する必要事項

- 4 主任者の職務を補佐させるため、放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）を置く。
- 5 副主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者で、研究所の専任の教員及び技術職員であるものうちから研究所長が推薦し、総長が任命する。
- 6 主任者が旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないときは、その期間中、その職務を全て代行させるため、副主任者に任命されている者又は主任者となる資格を有する者の中から、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を研究所長が推薦し、総長が任命する。この場合において、30日以上、主任者が職務を行えない場合は、原子力規制委員会に代理者の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
- 7 前項の手順により代理者を選任する場合に備え、研究所長はあらかじめ推薦する代理者候補の指名順位を、安全委員会の議を得て決めておかななければならない。
- 8 主任者及び代理者を解任する場合は、研究所長が上申した解任理由に基づき、総長が解任する。
- 9 主任者は、取扱者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該取扱者の取扱等業務を制限し、又は登録を取り消すことを研究所長に勧告することができる。
- 10 主任者は、法に基づき次に掲げる期間ごとに定期講習を受講しなければならない。
 - (1) 主任者選任日から1年以内（ただし、主任者選任日の前1年に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）
 - (2) 主任者選任後、定期講習を受講した者にあつては、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内

（放射線安全管理責任者）

第16条 放射性同位元素等の使用区域に放射線安全管理責任者を少なくとも1人置き、研究所の専任の教員又は技術職員のうちから研究所長が選出する。

- 2 放射線安全管理責任者は、主任者の指導監督の下に放射線管理に関する業務を行い、放射線障害の防止に努めなければならない。

（X線障害防止責任者）

第17条 X線発生装置の使用場所ごとにX線障害防止責任者を少なくとも1人置き、研究所の専任の教員又は技術職員のうちから選出する。

- 2 X線障害防止責任者は、主任者の指導監督の下に当該使用場所における放射線障害の防止に努めなければならない。

（エックス線作業主任者）

第18条 X線発生装置に係る電離則第3条に定める管理区域のうち、装置内に立ち入って作業する必要のある装置又は身体の一部を入れて作業する必要のある装置に、エックス線作業主任者を置く。

- 2 エックス線作業主任者は、エックス線作業主任者免許を有する者で、研究所の専任の教員又は技術職員であるものうちから選出する。

- 3 エックス線作業主任者は、電離則第47条に定める職務を行う。

（施設管理担当者）

第19条 研究所長は、取扱施設の維持及び管理業務を行わせるため、施設管理担当者を置く。

（取扱責任者）

第20条 取扱者が取扱施設を利用する場合、利用するグループごとに当該取扱等業務に従事する者の中から取扱責任者を定める。原則として、取扱責任者は、放射性同位元素等又はX線発生装置の安全な取扱いについての知識及び技能に習熟し、施設の利用資格を有する者とする。

- 2 取扱責任者は、主任者及び安全管理者（放射線安全管理責任者、X線障害防止責任者及びエックス線作業主任者をいう。以下同じ。）と協力して次に掲げる業務を行う。

- (1) 取扱等業務の適切な管理及び監督
- (2) 取扱等業務及び記帳等に関する取扱者の監督及び指導
- (3) その他取扱等業務上の安全に関する業務
(取扱者の登録等)

第21条 取扱等業務に従事しようとする者は、あらかじめ所属部局長の同意を得て、研究所長に所定の様式により登録の申請をしなければならない。

- 2 研究所長は、前項の申請をした者が第38条第2項第1号イに定める教育及び訓練を受け、かつ第39条に定める健康診断において可とされた者であることを確認し、主任者の同意を得て、取扱者として登録しなければならない。
- 3 登録の有効期間は、登録した年度内とし、更新を妨げない。
- 4 登録の更新をしようとする者は、あらかじめ所属部局長の同意を得て、その年度内に研究所長に所定の様式により更新の申請をしなければならない。
- 5 研究所長は、前項の申請をした者（X線発生装置のみを取り扱う者を除く。）が第38条第2項第1号ロに定める教育及び訓練を受けた者であることを確認し、主任者の同意を得て、取扱者として登録しなければならない。
- 6 研究所長は、第3項の規定にかかわらず、登録した者及び登録を更新した者が法若しくはこの規程に違反したとき、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該取扱者の取扱等業務を制限し、又は登録を取り消すことができる。
- 7 研究所長は、登録した者及び登録を更新した者並びに登録を抹消した者の氏名を所属部局長及び総長に通知するものとする。

第3章 取扱施設の維持及び管理 (管理区域)

第22条 研究所長は、放射線障害の防止のため、施行規則第1条第1号に定める場所を管理区域として指定する。

- 2 安全管理者は、次に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 取扱者として登録された者
 - (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者
(管理区域における遵守事項)

第23条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 管理区域への立入り及び退出並びに放射性同位元素等の取扱い等を記録すること。
 - (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
 - (4) 管理区域内において飲食、喫煙その他内部被ばくのおそれのある行為を行わないこと。
 - (5) 取扱者は、主任者及び安全管理者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
 - (6) 一時立入者は、主任者、安全管理者及び取扱者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 安全管理者は、管理区域の入口の目につきやすい場所を取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。
 - 3 前2項に定めるほか、取扱者は、以下の事項を遵守し、放射線障害の防止に努めなければならない。
 - (1) 取扱経験の少ない者が単独で取扱作業をしないこと。
 - (2) 使用線源に適した遮蔽体等により、適した遮蔽を行うこと。
 - (3) 使用線源に応じて、線源との間に適切な距離を設けること。
 - (4) 作業時間をできるだけ少なくすること。

(取扱施設の自主点検)

第24条 施設管理担当者は、放射線障害予防実施要領に従い、6月を超えない期間ごとに1回

自主点検を行わなければならない。

- 2 施設管理担当者は、前項の自主点検の結果を研究所長に報告しなければならない。
- 3 施設管理担当者は、前項の自主点検の結果、異常を認めるときは、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、主任者及び研究所長に報告しなければならない。
- 4 研究所長は、取扱施設等の維持及び管理のため必要があると認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 5 研究所長は、第3項の報告のうち、対処できない異常については、総長に報告しなければならない。

(放射線安全管理の自主点検)

第25条 主任者又は放射線安全管理責任者は、放射線障害予防実施要領に従い、放射線測定機器類及び安全管理用具等の点検項目について定期的に自主検査を行わなければならない。

- 2 主任者又は放射線安全管理責任者は、自主検査の結果を研究所長に報告しなければならない。
- 3 主任者又は放射線安全管理責任者は、前項の自主検査の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、研究所長に報告しなければならない。
- 4 研究所長は、前項の報告のうち、対処できない異常については、総長に報告しなければならない。

(X線発生装置の自主点検)

第26条 主任者又はX線障害防止責任者は、1年を超えない期間ごとにX線発生装置の点検を行い、その結果について記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 主任者又はX線障害防止責任者は、前項の自主点検の結果を研究所長に報告しなければならない。
- 3 主任者又はX線障害防止責任者は、前項の自主点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、研究所長に報告しなければならない。

第4章 使用

(使用前後の手続き)

第27条 取扱者は、あらかじめ利用願出書及び実験計画申請書等を作成し、研究所長の承認を得なければならない。

- 2 研究所長は、前項に基づく承認を与えるに当たっては、主任者の同意を得なければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

第28条 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する取扱者は、放射線安全管理責任者の指導及び主任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 作業室においては、個人被ばく線量計を常時着用すること。
- (2) 使用に際して、適切な放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (3) 遮蔽壁その他の遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (4) 放射線による外部被ばくを受ける時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- (6) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。
- (7) 使用場所は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
- (8) 経験の少ない取扱者が単独で作業をしないこと。
- (9) 見学者等作業に関係のない者の使用場所への立入りは、できるだけ制限すること。

(X線発生装置の使用)

第29条 取扱者がX線発生装置を使用する場合は、主任者又は副主任者の指示に従い、次に掲げる事項を厳守して、人体の受ける放射線の量をできるだけ少なくするようにしなければならない。

- (1) 使用場所は常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。

- (2) 経験の少ない取扱者は、単独で操作をしないこと。
- (3) 電離則第3条に規定する管理区域に立ち入って作業する場合又は身体の一部を入れて作業する場合には、被ばく線量を測定すること。
- (4) 使用に係るX線発生装置の種類等を各自所定の用紙に記録すること。
- (5) X線発生装置を運転しようとするときは、運転に先立ち使用場所の出入口前面に運転中であることを表示すること。ただし、遠方よりこの表示を確認させる必要があるときは、更に適当な標識を設けること。
- (6) 取扱者以外の者が使用場所に入出入りするときは、取扱者は、運転停止中であっても必要な指示を与えること。
- (7) X線発生装置の使用は、エックス線作業主任者（エックス線作業主任者の選任が必要でない装置については主任者又は副主任者若しくは当該使用場所のX線障害防止責任者）の指導の下に行うこと。

（使用後の処理）

第30条 取扱者は、放射性同位元素等又はX線発生装置の使用後は、主任者又は副主任者若しくは放射線安全管理責任者の指示に従って、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- (1) 使用した作業室等の片付け
- (2) 実験器具及び測定器の異常の有無の点検
- (3) 作業台及び装置等の汚染の有無の点検
- (4) 放射性同位元素の保管
- (5) 放射線測定器の返却
- (6) その他主任者が必要と認める事項

第5章 保管及び運搬

（放射性同位元素等の受入れ及び払出し）

第31条 放射性同位元素又はX線発生装置を受け入れる場合又は払い出す場合は、研究所長（払い出す場合にあっては、相手方を含む。）の許可を得なければならない。

- 2 研究所長は、前項の許可を与えるに当たっては、主任者の同意を得るものとする。
- 3 管理区域から放射性同位元素を持ち出す場合は、研究所長は、その運搬容器について、汚染検査をし、汚染がないことを確認しなければならない。
- 4 研究所長は、放射性同位元素を受け入れる場合は、研究所の許可数量内であることを確認しなければならない。

（保管）

第32条 放射線安全管理責任者及び主任者は、貯蔵施設の目のつきやすい場所に、放射線障害防止に必要な注意事項を掲示しなくてはならない。

- 2 取扱者は、放射性同位元素の保管に関して放射線安全管理責任者及び主任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管中容器のシャッターを閉止すること。
 - (2) 保管量及び保管の状況を定期的に確認すること。

（管理区域における運搬）

第33条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒又は転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

（事業所内における運搬）

第34条 事業所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者及び研究所長の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

- 2 放射性同位元素等を事業所内において運搬するときは、主任者の指示に従い、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化又は振動等により、き裂又は破損等の生じるおそれのない所定の容器（以下、この条において「放射性運搬物」という。）に封入の上、運搬すること。
 - (2) 放射性運搬物及びこれを積載又は収納した車両等に係る1センチメートル線量当量率は、表面で1時間につき2ミリシーベルト、表面から1メートル離れた位置で1時間につき100マイクロシーベルトをそれぞれ超えないようにするとともに、容器の表面の放射性同位元素の密度は、法に定める表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
 - (3) 放射性運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒又は転落等により放射性運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。
 - (4) 放射性運搬物は、同一の車両等に危険物と混載しないこと。
 - (5) 車両により放射性運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。
 - (6) その他関係法令の定めるところにより、放射線障害の防止に必要な措置を講じること。
- （事業所外における運搬）

第35条 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者及び研究所長の承認を受けるとともに、前条に定めるもののほか、L型輸送又はA型輸送等、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

- 2 前項に定める運搬を行った場合は、運搬記録簿等に必要事項を記入しなければならない。

第6章 測定

（場所の測定）

第36条 研究所長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 下限数量の1,000倍以下の密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び事業所境界について放射線障害予防実施要領に従い行うこと。
 - (2) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 4 下限数量の1,000倍を超える密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び事業所境界について放射線障害予防実施要領に従い行うこと。
 - (2) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 5 次に掲げる項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果
- (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容

- 6 前項の測定結果は、研究所長が5年間保存する。

（個人被ばく線量の測定）

第37条 研究所長は、管理区域に立ち入る者（一時立入者にあつては、100マイクロシーベ

ルトを超えて被ばくするおそれのある者に限る。) に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
 - (2) 測定は胸部（女子にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
 - (3) 前号のほか、頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
 - (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号に定める部位のほか、当該部位についても行うこと。
 - (5) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、本項第2号から第4号までの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。
 - (6) 内部被ばくについては、空气中放射能濃度による算定によって算出すること。ただし、放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、直ちに測定を行うこと。
 - (7) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。
- 2 放射線業務従事者の被ばく限度は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放射線業務従事者の実効線量限度
 - イ 平成13年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間につき、100ミリシーベルト。ただし、4月1日を始期とする1年間については50ミリシーベルト
 - ロ 女子(妊娠する可能性がないと診断された女子及び妊娠中の女子を除く。)については同号イに規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間につき、5ミリシーベルト
 - ハ 妊娠中である女子について、本人の申出等により研究所長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト
- (2) 放射線業務従事者の等価線量限度
 - イ 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき、50ミリシーベルト及び5年間につき、100ミリシーベルト
 - ロ 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき、500ミリシーベルト
 - ハ 妊娠中である女子の腹部表面については、前号ハに規定する期間につき、2ミリシーベルト

3 次に掲げる項目について測定の結果を記録する。

- (1) 測定対象者の氏名
- (2) 測定者の氏名
- (3) 放射線測定器の種類及び形式
- (4) 測定日時
- (5) 測定方法
- (6) 測定部位及び測定結果

4 前項の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録する。

5 実効線量及び等価線量については、第1項第6号に定める算定値又は第3項に定める測定結果から算定し、次に掲げる項目について記録する。

- (1) 算定年月日

- (2) 対象者の氏名
 - (3) 算定者の氏名
 - (4) 算定対象期間
 - (5) 実効線量
 - (6) 等価線量及び組織名
- 6 前項の算定（眼の水晶体の等価線量を除く）は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録する。
- 7 第5項の算定のうち、眼の水晶体の等価線量は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間、令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間について行うものとする。
- 8 第6項による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について累積線量を毎年度集計し、次の項目を記録すること。
- (1) 集計年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 集計した者の氏名
 - (4) 集計対象期間
 - (5) 累積実効線量
- 9 研究所長は、前6項の記録を主任者に報告するとともに、取扱施設に立ち入った者の所属部局長に報告しなければならない。
- 10 前項の報告を受けた所属部局長は、その写しを当該記録に係る者に対し、その都度交付する。
- 11 第9項の報告は、所属部局において永久保存するものとする。ただし、施行規則第20条第4項第7号ただし書に定める原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。

第7章 教育及び訓練

（教育及び訓練）

- 第38条 研究所長は管理区域に立ち入る者及び取扱者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を受講させなければならない。
- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 教育及び訓練の名称及び実施時期は、それぞれ次のとおりとする。
 - イ 新規教育訓練 取扱者として登録する前
 - ロ 再教育訓練 第21条第5項の規定による登録後、前回の教育及び訓練受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内
 - ハ 透過写真撮影業務特別教育 X線発生装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務を開始する前に行う教育訓練
 - ニ X線取扱教育 X線発生装置の取扱いを開始する前に行う教育訓練
 - (2) 前号イ及びロに定める教育及び訓練の項目及び時間数については、教育訓練実施に関するガイドラインに基づき、研究所長が主任者と協議の上、安全委員会の承認を得て決定する。
 - (3) 第1号ハに定める透過写真撮影業務特別教育の内容は、次に掲げる項目とし、厚生労働大臣の定める時間数以上行う。
 - イ 透過写真の撮影の作業の方法
 - ロ エックス線発生装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法
 - ハ 電離放射線の生体に与える影響
 - ニ 関係法令
 - ホ 九州大学生体防御医学研究所放射線障害予防規程

- (4) X線取扱教育の内容は、次に掲げる項目とする。
- イ X線及びX線発生装置の安全取扱い
 - ロ 電離放射線の生体に与える影響
 - ハ 関係法令
 - ニ 九州大学生体防御医学研究所放射線障害予防規程
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号及び第4号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、研究所長は、主任者と省略基準に基づき協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。この場合において、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。
- 4 第1項第2項及び第3項に定めるもののほか、研究所長は管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭又は掲示等により、実施し、立入りに係る記帳を行わなければならない。
- 5 教育及び訓練の項目の内容については、研究所長が主任者と協議の上、安全委員会の承認を得なければならない。また、必要に応じて、内容及び時間等の変更及び改善を行うこととする。

第8章 健康診断

(健康診断)

第39条 所属部局長は、取扱者に対して、健康診断を受けさせなければならない。

2 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、それぞれ次に掲げる事項とする。

- (1) 問診は、次に掲げる事項について行うものとする。
- イ 放射線の被ばく歴の有無
 - ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
- (2) 検査又は検診は、次に掲げる部位又は項目について行うものとする。ただし、イからハマまでの部位又は項目（第3項第1号に係る健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。）については、健康管理医が必要と認める場合に限る。
- イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - ロ 皮膚
 - ハ 眼
 - ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

3 健康診断の実施時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 取扱者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
- (2) 管理区域に立ち入った後にあつては6月を超えない期間ごと。ただし、前年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない場合は、前項に定める検査又は検診は省略することができるものとし、健康管理医が必要と認めた場合のみ前項に定める検査又は検診を実施する。

4 所属部局長は、前項の規定にかかわらず、取扱者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合

5 所属部局長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録し、放射線障害予防実施要領に定める場所に永久保存するものとする。ただし、施行規則第22条第2項第3号ただし書に定める原

子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した健康管理医名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

6 所属部局長は、健康診断の結果を研究所長に通知するとともに、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。この場合において、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第40条 研究所長は、取扱者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、主任者及び健康管理医と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止又は配置転換等健康の保持等に必要な措置を講じるとともに、その結果を防止委員会及び総長に報告しなければならない。

2 研究所長は、取扱者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、直ちに健康診断を受けさせる等、必要な措置を講じなければならない。

第9章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第41条 研究所長は、受入れ及び払出し、取扱い、施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受入れ及び払出し
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
 - ハ 放射性同位元素の受入れ及び払出しに従事する者の氏名
- (2) 使用
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ X線発生装置の種類
 - ハ 放射性同位元素又はX線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - ニ 放射性同位元素又はX線発生装置の使用に従事する者の氏名
- (3) 保管
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- (4) 運搬
 - イ 本事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
 - ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- (5) 廃棄
 - イ 放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
- (6) 取扱施設の点検
 - イ 点検の実施年月日
 - ロ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
 - ハ 点検を行った者の氏名
- (7) 教育及び訓練

イ 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数

ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、研究所長が5年間、放射線障害予防実施要領に定める場所に保存しなければならない。

第10章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第42条 次に掲げる事態の発生を発見した者は、緊急事態対応措置要領に従い通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生したとき。

(2) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。

(3) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、漏えいした放射性同位元素等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき（表面密度限を超えないときをいう。）を除く。

(4) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいし、漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(5) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。

イ 取扱施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ 事業所の境界における線量

(6) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。

イ 取扱者：5ミリシーベルト

ロ 取扱者以外の者：0.5ミリシーベルト

(7) 取扱者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき

2 研究所長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を速やかに防止委員会及び総長に報告しなければならない。

3 総長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を事態の発生した日から10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第43条 大規模自然災害又は取扱施設に火災等の災害が起こった場合には、緊急事態対応措置要領に基づき、あらかじめ指定された点検担当者が点検を行い、その結果を主任者及び研究所長に報告しなければならない。

2 研究所長は、前項の報告を受けた場合、主任者と協議の上、必要な応急措置を講じるとともに、緊急事態対応措置要領に基づき関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 研究所長は、点検結果及び講じた応急措置について防止委員会及び総長に報告しなければならない。

4 総長は、研究所長の応急措置では対応できない事態に対して、取扱施設の安全管理上必要な措置を講ずることとする。

(危険時の措置)

第44条 前条で定めるもののほか、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、その状況が発見した者は、緊急事態対応措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者、研究所長及び関係者に通報しなければならない。

2 研究所長は、前項の報告を受けた場合、主任者と協議の上、必要な応急措置を講じるとともに、緊急事態対応措置要領に基づき、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 研究所長は、点検報告及び講じた応急措置について防止委員会及び総長に報告しなければならない。

4 災害時の応急作業等の緊急作業に従事する者は、研究所長が任命する。

- 5 研究所長は、緊急作業に従事する者に対して、緊急事態対応措置要領に基づき、必要な教育及び訓練を受けさせなければならない。
- 6 研究所長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第40条と同様の措置を受けさせなければならない。

第11章 情報提供

(情報提供)

第45条 研究所長は、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、防止委員会及び総長に報告した上で、本学のホームページへの掲載により公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、問合せ窓口を設置するものとする。

- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に情報提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事故の発生日時及び発生した場所
 - (2) 汚染状況等による事業所外への影響
 - (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
 - (4) 応急措置の内容
 - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - (6) 事故の原因及び再発防止策
 - (7) 問合せ窓口

4 研究所長は、前項の情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、防止委員会及び総長に報告する。

第12章 業務の改善

(業務の改善)

第46条 総長は、学内の取扱施設の放射性同位元素等の使用及び管理等に係る安全性を向上させるため、防止委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。

- 2 防止委員会はR I 専門部会に対し、毎年取扱施設が実施する自己点検結果及びR I 専門部会が定期的に実施する立入検査の結果を踏まえて前項に定める業務評価を審議させ、評価結果及び改善点を当該取扱施設に通知する。
- 3 前項の結果の通知を受けた研究所長は、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、実施した改善策を、R I 専門部会を経て防止委員会に報告しなければならない。また、研究所長が必要と判断したときは、改善を実施するための予算的措置をR I 専門部会に要望するものとする。
- 4 防止委員会は前項に定める改善報告書を必要に応じて総長に報告しなければならない。

第13章 報告

(定期報告)

第47条 放射線安全管理者又は主任者は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について施行規則第39条第2項に基づく放射線管理状況報告書を作成し、研究所長に報告しなければならない。

- 2 研究所長は、前項の報告書を毎年6月15日までに総長に提出しなければならない。
- 3 総長は、前項の報告書を6月30日までに原子力規制委員会に提出しなければならない。
(法等に違反した者の措置)

第48条 研究所長は、取扱者が法若しくはこの規程に著しく違反したとき又は違反するおそれのあるときは、必要な措置を講ずるとともに総長に報告するものとする。

第14章 雑則

(雑則)

第49条 この規程の実施に当たり必要な事項は、安全委員会の議を経た上で、研究所長が別に定める。

附 則（令和元年度九大規程第 27 号）
この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年度九大規程第 76 号）
この規程は、令和 3 年 9 月 16 日から施行する。

別図（第7条関係）

生体防御医学研究所放射線安全管理組織図

